

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.6 (令和2年12月号)

令和2年12月9日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和2年11月13日 官報正誤
 - 令和2年11月17日 官報正誤
 - 令和2年11月30日 厚生労働省告示第370号 (令和2年12月1日適用)
 - 令和2年11月30日 厚生労働省告示第371号 (令和2年12月1日適用)
 - 令和2年11月30日 厚生労働省告示第372号 (令和2年12月1日適用)
 - 令和2年11月30日 保医発1130第3号 (令和2年12月1日適用)
 - 令和2年11月30日 保医発1130第5号 (令和2年12月1日適用)
 - 令和2年11月30日 保医発1130第6号
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その42)」(令和2年11月13日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その43)」(令和2年11月17日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その44)」(令和2年11月24日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その45)」(令和2年12月8日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
89	右	上から1行目	及び	、HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)及び
106	右	下から24行目	及び	、HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)及び
113	右	下から30行目	及び	、HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)及び
188	右	上から21～22行目	場合に限る。)	場合に限る。), HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
205	右	上から6～7行目	場合に限る。)	場合に限る。), HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
213	右	下から8～7行目	場合に限る。)	場合に限る。), HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
273				<p>[B001-3-2ニコチン依存症管理料の項にC110-2在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の「注2」導入期加算(140点)の点数又はC167疼痛等管理用送信器加算の所定点数4回分を合算した点数(2,400点)を準用する項目として追加]</p> <p>(1) B001-3-2ニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及びアプリと併用するものとして薬事承認された呼気一酸化炭素濃度測定器を使用し禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合は、初回時にC110-2在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の「注2」導入期加算の所定点数を準用して1回に限り算定する。なお、当該点数は過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上である保険医療機関で本品を使用した場合にのみ算定できる。ただし、過去1年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			この限りではない。また、呼気一酸化炭素濃度が上昇しないたばこを使用している場合には当該点数は算定できない。 (令 2.11.30 保医発 1130 3)	☒
			(2) B001-3-2ニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及びアプリと併用するものとして薬事承認された呼気一酸化炭素濃度測定器を使用した場合は、初回時にC167疼痛等管理用送信器加算の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。なお、当該点数は過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上である保険医療機関で本品を使用した場合のみ算定できる。ただし、過去1年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りではない。また、呼気一酸化炭素濃度が上昇しないたばこを使用している場合には当該点数は算定できない。 (令 2.11.30 保医発 1130 3)	☒
377	右	下から30行目	〔次行に追加〕	ブロスマブ製剤
377	右	下から28行目	(最終改正；令 2.5.19 厚生労働省告示第214号)	(最終改正；令 2.11.30 厚生労働省告示第372号)
395	右	上から28行目	〔次行に追加〕	ブロスマブ製剤
395	右	上から30行目	(最終改正；令 2.5.19 厚生労働省告示第214号)	(最終改正；令 2.11.30 厚生労働省告示第372号)
396	右	下から20行目	〔次行に追加〕	ブロスマブ製剤
396	右	下から18行目	(最終改正；令 2.5.19 厚生労働省告示第214号)	(最終改正；令 2.11.30 厚生労働省告示第372号)
399	右	上から4行目	〔次行に追加〕	ブロスマブ製剤
399	右	上から6行目	(最終改正；令 2.5.19 厚生労働省告示第214号)	(最終改正；令 2.11.30 厚生労働省告示第372号)
400	右	下から7行目	〔次行に追加〕	ブロスマブ製剤
400	右	下から5行目	(最終改正；令 2.5.19 厚生労働省告示第214号)	(最終改正；令 2.11.30 厚生労働省告示第372号)
407	右	上から25行目	及び遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤	、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤及びブロスマブ製剤
407	右	上から26行目	〔次行に追加〕	(令 2.11.30 保医発 1130 6)
421	右	下から22行目	標準的な治療が困難な固形癌	標準的な治療が困難な固形癌若しくは手術後の大腸癌
421	右	下から16行目	〔次行に追加〕	(令 2.11.30 保医発 1130 5)
421	右	下から3行目	標準的な治療が困難な固形癌	標準的な治療が困難な固形癌又は手術後の大腸癌
421	右	下から2行目	〔次行に追加〕	(令 2.11.30 保医発 1130 5)
422	右	上から9行目	目的とする場合に限る。)	目的とする場合に限る。ただし、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を使用した場合を除く。)
422	右	上から9行目	〔次行に追加〕	(令 2.11.30 保医発 1130 5)
422	右	下から16行目	〔次行に追加〕	(13) リンチ症候群の診断の補助を目的としてマイクロサテライト不安定性検査を行う場合でも、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いる場合には「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を算定する。 (令 2.11.30 保医発 1130 5)
481			〔D206心臓カテーテル法による諸検査の「注4」冠動脈血流予備能測定検査加算の点数12回分を合算した点数(7,200点)を準用する項目として追加〕 (1) 循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測定検査が、関連学会の定める指針に沿って行われた場合、D206心臓カテーテル法による諸検査の「注4」冠動脈血流予備能測定検査加算の所定点数12回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測定検査とE200-2血流予備量比コンピューター断層撮影は併せて算定できない。 ☒	

頁	欄	行	変更前	変更後
				(令 2.11.30 保医発 1130 3)
			(2) 循環動態解析装置を用いる冠血流予備能測定検査を実施した場合、冠血流予備能測定検査に係る特定保険医療材料は算定できない。	図 (令 2.11.30 保医発 1130 3)
758			〔K318鼓膜形成手術の所定点数(18,100点)を準用する項目として追加〕 ◇ 保存的治療が奏功しない難治性耳管開放症の症状改善を目的に耳管用補綴材を耳管内に留置した場合は、K318鼓膜形成手術の所定点数を準用して算定する。	図 (令 2.11.30 保医発 1130 3)
781			〔K526-4内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法の所定点数(22,100点)を準用する項目として追加〕 ◇ 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合は、K526-4内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法の所定点数を準用して算定する。 ア 本治療は、頭頸部外科について5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している医師が実施すること。なお、その医師の所定の研修修了を証する文書の写しを 診療報酬明細書 に添付すること。 イ 本治療は、次のいずれにも該当する医療機関において実施すること。 ① 関連学会により教育研修施設として認定されていること。 ② 頭頸部外科について5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している常勤の医師が1名以上配置されていること。 ③ 常勤の麻酔科標榜医が1名以上配置されていること。 ④ 緊急手術の体制が整備されていること。 ⑤ 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。	図 (令 2.11.30 保医発 1130 3)
862			〔K939画像等手術支援加算の「3」患者適合型手術支援ガイドによるものの所定点数(2,000点)を準用する項目として追加〕 ◇ K437下顎骨部分切除術、K438下顎骨離断術、K439下顎骨悪性腫瘍手術又はK444下顎骨形成術に当たって、手術前に得た画像等により作成された患者適合型単回使用骨手術用器械を使用した場合は、K939画像等手術支援加算の「3」患者適合型手術支援ガイドによるものの所定点数を準用して、一連の手術について1回に限り算定する。なお、この場合にあつては、K939画像等手術支援加算の「3」患者適合型手術支援ガイドによるものの「注」に定める規定は適用しない。	図 (令 2.11.30 保医発 1130 3)
933	右	下から7行目	〔次行に追加〕	HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)の費用
934	右	上から22~23行目	腎性貧血状態にあるものに投与	腎性貧血状態にあるものに対して投与
934	右	上から24~25行目	腎性貧血状態にあるものに投与	腎性貧血状態にあるものに対して投与
934	右	上から25行目	〔次行に追加〕	エポエチンベータペゴル(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)の費用
935	右	下から3行目	〔次行に追加〕	HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)の費用
936	右	下から24~23行目	腎性貧血状態にあるものに投与された場合	腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合
936	右	下から22~21行目	腎性貧血状態にあるものに投与された場合	腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合
936	右	下から21行目	〔次行に追加〕	エポエチンベータペゴル(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)の費用
993	—	上から4行目	(最終改正;令和2年8月31日 厚生労働省告示第304号) 〔黄色網かけはWeb追補No.3等にて改正済み〕	(最終改正;令和2年11月30日 厚生労働省告示第370号)
996	右	上から5行目	〔次行に追加〕	ウ 特殊型・表面特殊加工付き 76,100円

頁	欄	行	変更前	変更後
996	右	上から6行目	ウ	エ
999	左	上から6行目	[次行に追加]	③ 16極以上用・自動調整機能付き 1,800,000円
999	左	上から7行目	③	④
1002	左	下から21~20行目	(21) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム 1,420,000円	(21) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム ① 動脈内留置型 1,420,000円 ② 瘤内留置型 1,530,000円
1003	右	下から11行目	206 人工顎関節用材料 (略) 207 人工鼻材料 (略) [黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み]	206 人工顎関節用材料 (略) 207 人工鼻材料 (略) 208 耳管用補綴材 43,500円
1004	右	下から1行目	[次行に追加]	015 人工鼻材料 (1) 人工鼻 ① 標準型 492円 ② 特殊型 1,000円 (2) 接続用材料 ① シール型 675円 ② チューブ型 17,800円 ③ ボタン型 22,100円 (3) 呼気弁 51,100円
1006	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正; 令 2.10.30 保医発 1030 1) [黄色網かけはWeb追補No.5等にて改正済み]	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正; 令 2.11.30 保医発 1130 3)
1008	左	上から29~30行目	套管針カテーテルは、24時間以上体内留置した場合に算定できる。	(1) 套管針カテーテルは、24時間以上体内留置した場合又は半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定できる。 (2) 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合には、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。
1013	左	上から4行目	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム・動脈内留置型又は脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム・瘤内留置型
1013	左	上から6~7行目	「頭蓋内動脈ステント (脳動脈瘤治療用 Flow Diverter) 適正使用指針」	「頭蓋内動脈ステント (脳動脈瘤治療用 Flow Diverter) 適正使用指針」又は「ワイドネック型分岐部動脈瘤用治療機器適正使用指針」
1015	右	下から2行目	以下のいずれにも	切除不能な局所進行若しくは局所再発の頭頸部癌又は以下のいずれにも
1016	左	上から10行目	原則として1本	局所遺残再発食道癌に対して使用する場合は原則として1本
1016	左	上から13~14行目	摘要欄に記載すること。	摘要欄に記載すること。 また、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して使用する場合は一連の治療につき8本を限度として算定できる。ただし、それ以上の本数の算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載すること。
1017	右	上から6~11行目	206 人工顎関節用材料 (略) 207 人工鼻材料 (略) [黄色網かけはWeb追補No.3にて改正済み]	206 人工顎関節用材料 (略) 207 人工鼻材料 (略) 208 耳管用補綴材 (1) 耳管用補綴材は、保存的治療が奏功しな

頁	欄	行	変更前	変更後
				<p>い難治性耳管開放症の症状改善を目的に使用された場合に一侧につき1回に限り算定できる。</p> <p>(2) 耳管用補綴材は、関連学会より認定された医師が使用した場合に限り算定できる。なお、その医師が関連学会より認定された医師であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。</p> <p>(3) 耳管用補綴材は、関連学会より認定された保険医療機関で使用した場合に限り算定できる。なお、関連学会より認定された保険医療機関であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。</p>
1076	—	上から5行目	(最終改正; 令和2年6月1日 厚生労働省告示第234号) 〔黄色網かけは本誌巻末追補にて改正済み〕	(最終改正; 令和2年11月30日 厚生労働省告示第371号)
1079	左	上から14~15行目	及び遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤	、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤及びブロスマブ製剤
1167	左	上から18行目	及び	、HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)及び
1167	左	下から9行目	場合に限る。)	場合に限る。), HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)
1417	—	上から8行目	(最終改正; 令和2年5月19日 厚生労働省告示第214号)	(最終改正; 令和2年11月30日 厚生労働省告示第372号)
1441	右	下から14行目	〔次行に追加〕	HIF-PH阻害剤(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)の費用
1442	左	上から24行目	腎性貧血状態にあるものに投与された場合	腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合
1442	左	上から27行目	腎性貧血状態にあるものに投与された場合	腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合
1442	左	上から28行目	〔次行に追加〕	エポエチンベータペゴル(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)の費用
1445	左	下から16行目	〔次行に追加〕	ブロスマブ製剤


 医科点数表の解釈

 『医科点数表の解釈』編集部
 @ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。